

令和2年4月20日

保護者様

福島県立磐城高等学校長

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について

日ごろより、本校の教育活動に対しまして、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月16日に政府から緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大するとの方針が発せられました。これを受け、21日より全県立学校において一斉臨時休業となりました。

つきましては、本校においては下記のとおり対応することとしましたので、よろしくお願い申し上げます。

記

1 臨時休業について

4月21日から5月6日までの期間を臨時休業とします。ただし、状況に応じて休業中も登校日を設ける場合があります。

2 部活動について

4月17日から5月6日までは、部活動は中止といたします。

3 臨時休業中の生活について

- (1) 不要不急な外出は避け、基本的に自宅で過ごさせてください。
- (2) 外出しなければならない時は、密閉空間で換気が悪い場所、近距離での会話や発声をしなければならない場所、手の届く距離に多くの人がいる場所、いわゆる三密を避けさせてください。
- (3) 健康を維持するため、規則正しい生活・食事、適度な運動を心がけさせてください。
- (4) 健康観察を厳重に行い、発熱や風邪の症状が見られる場合には、自宅で休養させてください。次のような症状がある場合には帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
 - ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- (5) 新型コロナウイルスに感染またはその疑いがある場合、同居する御家族が感染またはその疑いがある場合には、学校まで御連絡ください。

4 学習について

- (1) 教科書等をもとに予習・復習を計画的に行わせてください。
- (2) 各学年から課題等の指示をいたしますので、課題に取り組みさせてください。

5 その他

- (1) 5月7日以降の日程については、5月1日を目安に連絡いたします。
- (2) 今後変更のある場合、本校ホームページや電子メールによる緊急情報配信にて随時お知らせします。

(事務担当 教頭 電話 0246-23-2566)